

八王子市通所型短期集中予防サービス実施要綱

令和3年（2021年）4月1日施行

令和5年（2023年）4月1日改正

令和6年（2024年）4月1日改正

（趣旨）

第1条 本要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45及び八王子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）に基づき実施する事業のうち、リハビリテーション専門職が主体となって、3から6か月の短期間で提供する通所型短期集中予防サービス事業（以下「通所C」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 生活機能や運動機能の低下及びそれに伴う活動量の減少等、自立した日常生活の継続にかかる課題に対し、その要因の改善に向けた支援を提供することで、再び自らの力で暮らしの自己管理ができる状態（自立状態）を獲得する。

（定義）

第3条 本要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

（対象者）

第4条 八王子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条に定める対象者（以下「利用者」という。）とする。

（提供内容）

第5条 国で定める地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（平成27年6月5日老発0605第5号）に基づき、通所Cの提供内容は、生活課題の解決及び改善又は状態悪化の予防にかかるサービス及びこれに付随する業務（送迎、評価、サービス提供後の状態確認等）とする。

- 2 サービス提供者は、リハビリテーションの資格を有する専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）とする。（以下「専門職」という。）ただし、通所Cの目的を理解し、その実現が可能と市が判断する場合は、管理栄養士及び歯科衛生士を部分的に提供者とすることができる。
- 3 サービスの提供期間は、利用者の状態に応じて3か月から最大6か月とし、概ね1週間に1回、1時間程度とする。
- 4 通所Cの提供効果を把握するため、市が別に定める指標を用いて利用者の心身状態の変化について評価する。
- 5 専門職は、サービス提供終了から概ね3か月後に利用者の生活環境や心身状態が低下してい

ないことを確認するとともに、低下がみられた場合は、利用者及び地域包括支援センター等に、その改善に向けた適切な助言を提供する。

- 6 その他、通所Cの提供内容にかかる詳細については、市が別途定める「八王子市通所型短期集中予防サービス実施基準」を参照すること。

(提供場所)

第6条 通所Cを提供する場所は、専門職の所属する病院、診療所、通所リハビリテーション事業所等とする。なお、効果的に目的を達成するため、提供期間内に利用者の自宅や通いの場等に訪問し、サービス提供することができる。

- 2 通所Cを適切に提供できると市が判断する場合、前項の規定に関わらず、市内公共施設や保健福祉センター、市民センター、その他地域の通いの場等を提供場所とすることができる。

(提供方法)

第7条 通所Cは、実施要綱別表第2に定める、第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）及び「八王子市指定介護予防・日常生活支援総合事業の事業（第一号訪問事業、第一号通所事業及び第一号介護予防支援事業部分）に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱」に基づき提供する。

(利用者負担)

第8条 通所Cの利用にかかる利用者の負担は求めない。ただし、サービス提供にあたり、利用者個人の所有物となる物品等の購入が必要となる場合は、その実費相当額を利用者が負担する。

(地域資源との連携)

第9条 専門職は、通所Cの提供により向上した心身状態及び生活環境等を、サービス提供後も継続するため、専門職は市が別に配置する生活支援コーディネーターとの連携を強化し、自主による地域活動団体や民間企業等の多様な主体と協力しながら、利用者の外出機会の創出や活動範囲の拡充に努めるものとする。

(評価・検証)

第10条 通所Cの提供及び利用方法等に関する課題や意見等を集約し、効果的なサービスの内容や安全、安心なサービス提供について、専門職、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、外部専門機関等と連携し、通所Cの提供にかかる効果や手法等について随時評価・検証を行う。

- 2 評価・検証にかかる具体的な手法及び指標については、市が別に定める。

(責務)

第11条 専門職は、通所Cを適切かつ安全に提供するため、次の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の適切な管理（個人情報の保護、情報セキュリティ）

(2) サービス提供時に発生する事故の対応及び補償

(遵守事項)

第12条 通所C専門職は、次の事項を順守しなければならない。

(1) 衛生及び健康管理

サービスを提供する場所の衛生状態の維持並びに従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること。

(2) 秘密保持

通所C専門職又は通所C専門職であった者が、正当な理由がなく通所Cの実施にあたって知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(3) 緊急時の対応

サービス提供時、利用者に病状の急変等が生じた場合、救急車の手配や主治医への連絡等、速やかに必要な対応をとること。

(4) 事故発生に係る対応

利用者へのサービス提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 利用者の家族や地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録するとともに、対応後、速やかに市に報告書を提出すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(苦情処理)

第13条 実施要綱第13条に定める苦情処理に準じる。

(その他)

第14条 その他、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。